

〔論 文 1〕

雁之間詰大名の江戸勤め

はじめに

近世の大名は將軍の居城である江戸城に登城すると、本丸表御殿の大廊下（上之部屋・下之部屋）・溜之間・大広間・帝鑑之間・柳之間・雁之間・菊之間縁類の部屋のいずれかに伺候することが定められていた⁽¹⁾。これら殿席の区別は、個々の大名の成り立ち方に由来⁽²⁾し、各大名家の家格⁽³⁾をもっとも集約的に表現していたので、江戸城内の儀礼の場のみならず、大名の幕府への勤め向きや、家格を重視する大名社会の様々な場面でも有効に機能していた⁽⁴⁾。

この大名殿席制に関しては、大名家格論や類型論としてその総体を問題にしたかつての筆者の研究⁽⁵⁾があるが、近年においては儀礼研究が盛んになるなか、その関心の度合いも高まり、とくに黒書院溜之間を殿席とする「溜詰」についての研究⁽⁶⁾が蓄積されている。筆者のこの研究の目的は殿席による大名類別のありかたを究明することを通して、「幕藩制」と一口でくくられる「近世国家」の内実を再検討しようとするところにあるが、その追究のためにも殿席毎の大名研究が必要であることはいままでもない。

殿席は旧稿でも述べたように、御三家など將軍家所縁の大名にとつての休息所である大廊下（上之部屋・下之部屋）を別格とすれば、

幕府の儀式等に参列するために、本丸御殿の表玄関から出入りする大名たち（「表」大名）の控えの間（大広間・帝鑑之間・柳之間）と、儀式以外にも度々登城し、詰め奉公をする大名たち（「詰」大名）にとつての詰めの間（溜之間・雁之間・菊之間縁類）とで構成される。本稿では後者の内の雁之間詰大名に焦点をあてたい。

雁之間詰大名のことを詰衆ともいう。詰衆とは元来主君の近くに詰めている人々を意味する言葉で、語例は室町・戦国時代よりある⁽⁷⁾。江戸幕府でも三代將軍家光の時代に用例が見られ、四代將軍家綱の時代には詰衆として補任され、その名が判明する⁽⁸⁾。万石以上（大名）が多いが、万石未満の者もあり、国持大名の子弟もいた。奏者番とともに山吹之間に詰め、その後「御右筆部屋奥之座敷」へと移った⁽⁹⁾。明暦の大火後、万治二年（一六五九）に再建された江戸城では高家とともに雁之間に詰め、以後定着した。江戸城に詰めることが仕事であったため、万石以上（大名）でも定府であったが、寛文四年（一六六四）以降、他大名と同様、参勤交代するようになった⁽¹⁰⁾。その後五代將軍綱吉の時代にかけて、大名の制度が

* 松尾 美恵子

* 客員教授

整い、次第に「御取立の御譜代」のうち、城主の大名は江戸参勤中、代わる代わる雁之間に詰めるという形が成立した⁽¹¹⁾。

こうして確立した雁之間詰大名の江戸在府中の勤め向きを本稿では雁之間詰大名の勤務日誌を紹介しながら具体的に明らかにする⁽¹²⁾。すなわち使用する史料は専ら江戸東京博物館所蔵丹後田辺藩牧野家文書の中の「雁之間日記」(資料番号96201030)である。これは表紙の記載からも明らかのように、文政十年(一八二七)六月二十五日から文政十一年六月十五日までの約一年間の記録で、雁之間詰大名の陸奥国福島藩主板倉甲斐守勝俊の「留」を丹後国田辺藩主の牧野内匠頭節成が借用し書写したものである。本稿の記述はとくに断らぬ限りこの史料に拠る(全文を翻刻し末尾に掲載した)。

なお牧野家文書中には牧野節成自身の「留」である「雁之間日記乾」(資料番号96201031)(天保二年六月三日〜天保六年十二月二十九日、天保四年は無し)、「雁之間日記坤」(資料番号96201032)(天保七年正月朔日〜天保十一年三月二日)や、雁之間詰大名の勤め方心得ともいべき文書が数多くあり、これらも適宜参考にした⁽¹³⁾。また出羽国山形藩主水野忠精の詰衆時代(弘化三年八月〜嘉永六年三月)の日記(東京都立大学付属図書館所蔵)が、影印版『水野忠精幕末老中日記』(第一巻)に収められており、併せて参照した。

一、雁之間詰大名の参勤

大名が参勤交代で江戸に出府することを参勤(参府)、領地に帰ることを御暇という。文政十年(一八二七)六月二十五日早朝、陸奥国福島藩五万石の大名板倉勝俊は江戸城に登城し、「参勤の御礼」をした。将軍家斉に拝謁し、献上物を進上したのである。世子家慶のいる西丸へも出仕し、その後老中・若年寄の屋敷を廻勤して、昼頃帰宅した。同日、同席(雁之間詰)の大名五、六人も同じく「参勤の御礼」をした。そして翌二十六日「同席之内向詰之衆」が御暇を賜った。雁之間詰同士で江戸勤めを交代したのである。ところで「向詰」の衆とは何だろうか。

表1は「武鑑」等で作成した文政十年から十一年にかけて詰衆であった大名一覧である。二十五名を数える。雁之間詰を家格とする大名家の数はもつと多いが、老中・若年寄や奏者番などの役職に就いている者は、その期間詰衆ではなく、この表には含まれない。

大名の参勤・御暇の時期は家ごとに決まっていたが、この時代、雁之間詰の場合、A・B・C・D四つのグループのいずれかに属して参勤していた。子・寅・辰・午・申・戌の年の六月に参府し、一年後の丑・卯・巳・未・酉・亥の年の六月に御暇するAグループ、丑・卯・巳・未・酉・亥に参府し、一年後の子・寅・辰・午・申・戌に御暇するBグループ、毎年十二月に参府し、翌年八月に御暇するCグループ、毎年八月に参府し、翌年二月に御暇するDグループの四つである。

表1 文政10・11年 詰衆一覧

姓名	城地	石高	参勤	備考
稲葉丹後守 正守	山城 淀	102,000	A	文政6.6家督
阿部飛騨守 正篤	陸奥 白川	100,000	B	文政6.12家督
阿部対馬守 正寧	備後 福山	100,000	B	文政9.8家督
戸田越前守 忠温	下野 宇都宮	77,850	A	文政6.4家督
秋元但馬守 久朝	出羽 山形	60,000	A	文化7.8家督
井上河内守 正春	陸奥 棚倉	60,000	B	文政3.4家督
久世長門守 広運	下総 関宿	58,000	C	文化14.11家督
松平 錫 輝承	上野 高崎	82,000	C	文政8.4家督
板倉阿波守 勝職	備中 松山	50,000	B	文化元.8家督 文政10.11奏者番
永井飛騨守 直興	摂津 高槻	36,000	B	文化6.8家督
牧野内匠頭 節成	丹後 田辺	35,000	B	文政8.11家督
土井錦橘 利忠	越前 大野	40,000	A	文政元.7家督 文政11能登守
朽木隠岐守 綱條	丹波 福知山	32,000	A	文政3.6家督
大久保佐渡守 忠成	下野 烏山	30,000	D	忠保文政10.9家督
青山大膳亮 幸寛	美濃 八幡	48,000	B	文化12.12家督
板倉甲斐守 勝俊	陸奥 福島	50,000	B	文化12.6家督
松平能登守 乘美	美濃 岩村	30,000	A	文政9.8家督
三浦備後守 毗次	美作 勝山	23,000	B	文化13.4家督
板倉伊予守 勝明	上野 安中	20,000	D	文政3.10家督
松平備中守 正義	上総 大多喜	20,000	C	文政9.10家督
石川中務少輔 総承	常陸 下館	20,000	D	文化5.12家督
阿部山城守 正嵩	上総 佐貫	16,000	D	文政8.4家督
牧野内膳正 康明	信濃 小諸	15,000	A	文政2.4家督、文政10.9鑑吉家督
黒田豊前守 直静	上総 久留里	30,000	C	文政6.10家督
酒井修理大夫 忠順	若狭 小浜	10,3558	A	文政11.3家督

この表は深井雅海・藤實久美子編『江戸幕府役職武鑑編年集成』『江戸幕府大名武鑑編年集成』（東洋書林）『文政武鑑』5（柏書房）等により作成した。

AグループとBグループは宇都宮藩戸田家を除けば関東以外の大名で、一年交代で参勤する。交代期は六月である。CグループとDグループはいずれも関東の大名で、半年交代で参勤する。交代期は八月と二月である。但しCグループは十二月には参府する。幕府の正月儀礼に参列するためであろう。文政十年は亥年で、板倉勝俊はBグループに属している。つまり「向詰」の衆とはAグループの人々を指しているのである。ちなみに板倉の「留」を借りた牧野節成もBグループの大名である。板倉と一緒に勤務した「詰衆」仲間はずBグループとDグループ、年明けからはDグループに代わってCグループということになる⁽¹⁴⁾。

さて、板倉勝俊は天明八年(一七八八)に生まれ、文化十二年(二八一五)六月に二十八歳で父勝長の遺領を相続している⁽¹⁵⁾。文政十年当時四十歳、詰衆としての勤めも経験豊富であった。文政八年十一月に十六歳で家督を継いだばかりの牧野節成⁽¹⁶⁾が「留」を借りたのも、先輩の板倉から勤め方を学ぶためであったに違いない。

以下、板倉勝俊の江戸勤めの様子を見ていくが、その日々の勤めを概観すると、およそ三種に分けられる。第一は殿中の勤めである。一般在府の大名は年始・八朔・嘉祥・玄猪等や月次(朔日・十五日・二十八日)に登城することになっていたが、詰衆はこのほかに「詰日」などがあり、しばしば登城した。ここでは板倉の事例に即してその出仕のシステムを明らかにする。第二は將軍の紅葉山や上野・増上寺への参詣に関わる勤めである。予参や供奉といった仕

事がどのように果たされていたか明らかにする。三番目は門番の勤めである。板倉勝俊は「参勤の御札」の二日後の六月二十八日に外桜田御門番を命じられており、翌年の六月十五日まで勤めている。門番や火の番は他席の大名も在府中命じられる役で、詰衆固有の勤めではないが、詰衆の仕事と平行しての勤めがどのようなものだったか見ていく。

二、殿中の勤め

(1) 詰日

まず六月晦日の日記を見てみよう。

参勤後初詰日、辰半刻過出宅、相詰黒田、無別条、高家詰番武田、御奏者当番安藤

この日、板倉勝俊は参勤後初詰日であった⁽¹⁷⁾。詰日というのは、詰番を勤める日、という意味である。詰衆は代わる代わる登城して、詰めの間である雁間に詰めることを任務としていた。板倉の詰日の記事はこの後も簡単で、出宅の時刻、相詰の名、高家詰番と奏者当番の名が記されている程度である。出宅時刻はいつも辰半刻(午前九時頃)である。板倉の上屋敷は土手四番町にあり、大手より二二丁(約二四〇メートル)あった。徒歩三十分程度の距離である。水野忠精の日記(以下「水野日記」と記す)によると、詰衆は詰日には中之口から登城し、いったん坊主部屋に行き、老中登城の後、相詰うち揃って雁之間に詰めたことがわかる⁽¹⁸⁾。相詰とは一緒に

詰番を勤めた者で、この日の相詰は黒田直静(表1参照)であった。高家詰番は武田(左京大夫信典)とある。高家の席も雁間で、詰衆と同様交代で詰めていた。奏者番の席は隣室の芙蓉間であるが、当番の名が必ず記載されている。種々の行事に同席することが多かったからであろう。

表2は板倉の詰日をまとめたものである。およそ五日間隔で勤めているが、「助」や「急助」という制度があり、詰日にあたっては者が病気等の場合、代わりに出勤することもあった。例えば板倉は閏六月十四日には永井直與の「急助」として出勤している。代わってもらうとその後「返詰」をする決まりで、「俄不快」で勤めを休んだ永井は板倉の詰日の二十日に「返詰」をしている。予め都合の悪いことがわかっている場合には、「差替」といって、互いの詰日交換した。病気が長引いたときには七月二日の板倉勝職のように「詰日断」をすると詰日割から除かれた。急助順も前もって決められており、その書付を朔日と十五日の詰日の者が廻達している。

詰日の勤めは二人ないし三人で勤めた。表に見る如く、九月二十一日までは二人で勤め、相詰は黒田直静か三浦毗次である。ところが九月二十八日には板倉と黒田、それに大久保忠保が加わり、三人で勤めている。大久保は同月二十三日に家督を相続したばかりで、この日が「初詰」であった。その後しばらく三人詰が続くが、十月十七日からは二人、そして十二月十八日からは三月十日まで再び三人で詰めている。三人詰のときには、その内一人具合が悪くても、代わりを立ててはいない。

相詰の組み合わせはおよそ一定している。六月～九月、翌年四月～五月は黒田直静、十月～二月は大久保忠保との組み合わせが多い。黒田は十二月参府、八月御暇のCグループであるが、文政十年は九月まで在府していたのである。大久保は八月参府、二月御暇のDグループである。三人詰の相詰は正月まで大久保・板倉勝明(Dグループ)、二月以降は久世広運(Cグループ)・土井利忠(Aグループ)で、参勤時期により交代している。「向詰」の土井利忠が一緒に勤めているのは、日記にもあるように、文政十年十一月朔日に初めて御目見し、十二月十六日に叙爵して錦橋を能登守と改めたばかりで、初めての御暇を賜る以前であったからである(19)。

さて、詰日の勤めの中身であるが、板倉の日記は詳しくないので、「水野日記」の弘化四年二月二日条を見ると

一 老衆登 城有之候と、例之通雁之間へ相詰着座、御廻り二而上座自分より 御機嫌相伺候旨申述、月番老衆 御機嫌能旨被申聞、畢而退去

一 明三日登 城刻限并着服之儀、大目付池田筑州へ従自分承合候処、例刻・服紗小袖半袴之旨申聞候

一 帰宅之上同席衆へ廻達いたし候

とある。すなわち雁間に詰めて、①老中の廻りのさい御機嫌伺いの挨拶をすることと、②大目付からの通達を同席衆へ廻達すること以外に特別なことはない。①の老中の廻りとは毎日揃って御用部屋から本丸表の各部屋を廻り(図1)、諸役人と挨拶を交わすというものである(20)。②は、幕府の通達、指示、命令を通常は大目付を通

表2 板倉勝俊の詰番

詰日	相詰	高家詰番	奏者当番	備考
6月28日※	阿部対馬守*			※*青山大膳亮・板倉阿波守の「助之心得」
6月晦日	黒田豊前守	武田左京大夫	安藤対馬守	
閏6月5日	黒田豊前守	戸田土佐守	土屋相模守	
閏6月10日	黒田豊前守	宮原弾正大弼	永井肥前守	
閏6月14日※	牧野内匠頭	横瀬美濃守	丹羽長門守	※永井飛騨守の急助、20日返詰
閏6月15日	阿部対馬守*			*黒田豊前守の「助之心得」
閏6月18日※	青山大膳亮			※板倉安房守の差替
閏6月25日	黒田豊前守	織田主計頭	牧野越中守	
7月朔日	黒田豊前守	横瀬美濃守	本多下総守	
7月6日	牧野内匠頭*	畠山中務大輔	永井肥前守	*三浦備後守の差替
7月11日	三浦備後守	武田左京大夫	土屋相模守	
7月15日	黒田豊前守	今川形部大輔	大岡主膳正	
7月20日	三浦備後守	宮原弾正大弼	土井淡路守	
7月23日※	井上河内守*	武田左京大夫	丹羽長門守	※牧野内匠頭の差替、24日返詰、 *永井飛騨守の差替
7月29日	三浦備後守	由良播磨守	本多下総守	
8月3日	黒田豊前守	今川形部大輔	大岡主膳正	
8月8日	松平備中守*	横瀬美濃守	永井肥前守	*三浦備後守へ返詰
8月22日	黒田豊前守	横瀬美濃守	土井淡路守	
8月25日※	板倉伊予守	横瀬美濃守	土井淡路守	※永井飛騨守へ13日の返詰
8月27日	三浦備後守	中條大和守	永井肥前守	
9月朔日	黒田豊前守			
9月6日	黒田豊前守	由良播磨守	永井肥前守	
9月11日	黒田豊前守	大澤右京大夫	本多下総守	
9月16日	黒田豊前守	由良播磨守	永井肥前守	
9月21日	黒田豊前守	前田出雲守	本多下総守	
9月26日	黒田豊前守・大久保佐渡守	畠山中務大輔	堀大和守	
9月28日				
10月7日	黒田豊前守・大久保佐渡守	大澤右京大夫	堀田豊前守	
10月12日	阿部飛騨守*	畠山中務大輔	太田摂津守	*大久保佐渡守へ返詰
10月17日	大久保佐渡守	武田左京大夫	九鬼長門守	
10月22日	大久保佐渡守	横瀬美濃守	九鬼長門守	
10月27日	大久保佐渡守	宮原弾正大弼	西尾隠岐守	
11月3日	大久保佐渡守	大澤右京大夫	永井肥前守	
11月8日	大久保佐渡守	前田出雲守	本多下総守	
11月13日	大久保佐渡守	前田出雲守	松平丹後守	
11月18日	大久保佐渡守	畠山飛騨守	永井肥前守	

雁之間詰大名の江戸勤め

11月23日	大久保佐渡守	畠山中務大輔	本多下総守	
11月28日	大久保佐渡守			
12月3日	大久保佐渡守	今川形部大輔	本多下総守	
12月8日	大久保佐渡守	戸田備後守	本多下総守	
12月13日	大久保佐渡守	戸田土佐守	土井淡路守	
12月18日	大久保佐渡守・板倉伊予守	横瀬美濃守	大岡主膳正	
12月28日	大久保佐渡守・板倉伊予守			
正月9日	板倉伊予守	宮原弾正大弼	土井淡路守	
正月19日	大久保佐渡守・板倉伊予守	畠山中務大輔	本多下総守	
正月29日	大久保佐渡守・板倉伊予守			
2月10日※	大久保佐渡守*			※*助詰
2月15日	久世長門守・土井能登守			
2月20日	久世長門守・土井能登守			
2月24日	井上河内守	前田出雲守	九鬼長門守	
3月5日	土井能登守・松平備中守	前田出雲守	板倉阿波守	
3月10日	土井能登守・松平備中守			
3月15日	土井能登守			
3月17日※	青山大膳亮	大澤修理大夫	松平丹後守	※三浦備後守の差替、20日返詰
3月25日	土井能登守	畠山飛騨守	本多下総守	
3月29日※	酒井修理大夫・牧野内匠頭	今川形部大輔	板倉阿波守	※松平備中守の差替、晦日返詰
4月5日	阿部飛騨守*	由良播磨守	西尾隠岐守	*黒田豊前守の差替
4月10日	黒田豊前守	大澤修理大夫	土屋相模守	
4月15日	黒田豊前守			
4月17日※	黒田豊前守*	前田出雲守	九鬼長門守	※三浦備後守 *青山大膳亮の助詰
4月25日※	永井飛騨守*	前田出雲守	大岡主膳正	※土井能登守へ24日の返詰、* 黒田豊前守へ返詰
4月29日	黒田豊前守	前田出雲守	九鬼長門守	
5月4日	酒井修理大夫	武田左京大夫	西尾隠岐守	
5月9日	黒田豊前守			
5月13日	永井飛騨守*	大澤右京大夫	九鬼長門守	※酒井修理大夫へ返詰
5月18日	黒田豊前守	大澤修理大夫	土井淡路守	
5月22日	酒井修理大夫	由良播磨守	松平丹後守	
5月29日※	阿部飛騨守*	畠山飛騨守	堀田豊前守	※井上河内守へ27日の返詰、* 青山大膳亮の返詰
6月朔日	阿部飛騨守*			*酒井修理大夫の「助之心得」
6月6日	土井能登守*	宮原弾正大弼	牧野越中守	*黒田豊前守の差替
6月7日※	井上河内守*	武田左京大夫	板倉阿波守	※土井能登守の差替、10日に返 詰、*三浦備後守の差替

して受けて、その達し（口頭で伝えられる場合）口達と、書面（書で伝えられる場合とがある）を伝達するのであるが、この場面では詰衆の方から翌日（家斉七回忌の法事で物出仕）の登城の時刻と着服を大目付に問い合わせ、その回答を廻達している。詰衆は老中の廻りが終わるとすぐに退出した。水野忠精が帰宅したのはこの日（二時頃）には帰宅している。同席衆への廻達は帰宅してからしている。帰宅してから達しを受けることもあり、その場合も同様に廻達している（21）。

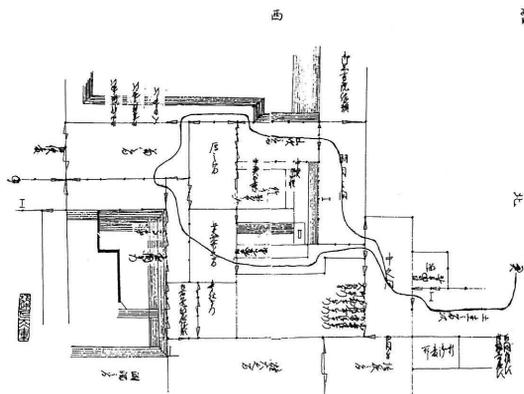


図 1

こうした詰日の勤めを板倉勝俊は多い月で六〜七日、少ない月で三〜四日勤めた。彼の一年間の詰日を集計すると七一日となる。

(2) 月次御礼日

毎月朔日（二月・三月を除く）、十五日（六月を除く）と、正月・二月・四月・七月・十二月の二十八日は月次の御礼日で、在

府の諸大名はいずれも登城し、將軍に御目見した。詰衆の場合、詰日と重なることもあった。ただし御礼日は朝が早く、板倉勝俊は卯中刻（午前六時頃）前後に出宅、登城している（22）。

「水野日記」によると、詰衆はいったん席（雁間）に出た後、奏者番・高家とともに西湖之間御縁で御目見している。終わると殆どはすぐ帰宅した（23）が、將軍の「入御」まで、詰日の詰衆を含む若干名の詰衆が芙蓉之間御縁に詰める「居残」という慣わしがあった（24）。「水野日記」には必ず「居残」四名の名前が記され、板倉の日記にも「残り」の人々の名が記されている（閏六月初日条など）。この「居残」も輪番制であったと思われるが、詳細は不明である。

出仕の詰衆全員が席に残ることもあった。板倉の日記によれば、十二月二十八日には「一統居残」り、老中に「歳暮之御祝儀」を言上している。正月二十八日には老中から若君（家定）の「御禰着之御祝儀御能」の見物を直達されている。全員居残りを前もって指示されていたのであろう。

板倉勝俊は在府期間中、二七日を数える月次御礼日（元旦・八朔を除く）の内、八月十五日を除く二四日登城しているが、その内八日は詰日と重なっている。詰日以外に月次御礼のため登城したのは一六日となる。

(3) 不時御礼

不時御礼とは、月次など定例御礼日以外の日に行われる不定期の御目見をいう。参勤・御暇の大名、賜暇・帰謁の遠国役人、出張役

人などがあると行われた。この日詰衆は全員出仕することになっていたようで、月次御礼日と同様、早朝より登城し、老中の登城時間に合わせて席（雁之間）に詰めた。その後竹の廊下に移動し、黒書院で御礼衆の御礼が行われている間、松溜（溜之間）に着座し、將軍の「入御」のさい御目見した⁽²⁵⁾。

板倉勝俊の場合をみると、不時御礼により登城したのは、六月二十七日、九月二十二日、十二月二十二日、二月十八日、四月十九日、四月二十二日、六月十一日の七日である。文政十年から十一年にかけての不時御礼はこの七日のみであったかどうか、板倉はすべての不時御礼に出仕しているかどうか、詰衆全員の出席状況など、さらに検討が必要である。いずれにせよ將軍が表に「出御」するとき、その近くに詰めていることが詰衆の詰衆たる所以であったといえる。

(4) 定例・臨時の行事

幕府の行事には定例のものと、臨時のものがある。定例のものは、正月の行事をはじめ、八朔・嘉祥・亥猪、五節句などである。臨時のものは將軍家の吉凶に関わる行事である。

詰衆はこれら様々な行事に参列した。板倉勝俊は文政十年から十一年にかけて、八朔、重陽（九月九日）⁽²⁶⁾、亥猪（十月三日）、將軍家斉の誕生日（十月五日）、正月元日・二日・三日（同夕謡初）・六日・七日（若菜の祝い）・十一日（具足の祝い）、日光門主登城（二月朔日）、上巳（三月三日）、端午（五月五日）等の定例行事に出席している。五節句の内七夕の記事はないが、『読徳川実

紀』の同日条に「七夕の御祝規のごとし」とあり、例年どおり行われている。板倉がこの日登城しなかったとすれば、何らかの理由がある筈であるが今のところ不明である。

これらの定例行事に在府の大名が必ず登城していたわけではない。正月参賀・八朔・嘉祥・亥猪と五節句は概ね出席していたと思われるが、その他の行事への参列は家格により差違がある。大広間席（国持、四品以上の外様）・柳間席（外様）の大名は原則として登城せず、対して溜詰と帝鑑之間席（譜代）の大名は度々登城している。詰衆はそれよりも多く登城する。將軍の誕生日に登城するのは役人以外では詰衆のみである⁽²⁷⁾。

次に板倉勝俊が関わった臨時の行事（祝儀・法事）をみてみよう。十月二十二日、日光門主（輪王寺門跡公猷法親王）が養子の新宮（公紹法親王）⁽²⁸⁾を迎えたことを祝って殿中で能が催された。板倉はこの日、詰日であったが、早朝（卯刻）出宅し、夕刻七半刻（午後四時頃）過ぎ帰宅している。十一月二十三日（板倉詰日）には、家斉の男恒之丞（齊彊）が清水家を相続し、移徙した。特別な催しはなく、「詰合」のものだけが老中の廻りのさい、「御祝儀申上」と祝詞を述べ、月番老中が「目出度儀」と答えている。將軍家族に祝い事があると老中との間にこうした挨拶を交わすことが例となっていた。出仕の人々は祝儀の軽重により差違があり、当日詰日のも限りの場合もあれば、詰衆が一統出仕する場合もあり、大名・諸役人が惣出仕する場合もあった。十一月二十七日に家斉の娘溶姫が加賀藩主前田斉泰と結婚し、本郷の加賀邸に輿入れしたときには一

統出仕し、婚禮が済んだ二十八日には惣出仕している²⁹。清水家の相続よりも前田家との婚姻の方が重い行事であったのである。

十二月三日(板倉詰日)には「若君」(家慶男政之助)に「家祥」の名を進呈する祝儀があり、この日出仕の者は御機嫌伺い後雁の間で酒・吸物を頂戴している。翌四日は惣出仕で登城している。年が明けて正月二十一日には「若君」の袴着の祝いがあった。翌二十二日は惣出仕、二月二日に祝いの能が催され、詰衆も見物を許され、柳の間で料理を頂戴している。翌三日には御礼のため登城し、西丸へも出仕している。

將軍家斉の実父一橋治済(最樹院)は文政十年二月二十日に死去したが、その一周忌法会に先立って、寛永寺で行われた贈官³⁰法会が二月五日に終わり、詰衆は一統出仕して、老中の廻りのさい上席から「贈官相済恐悦」と挨拶している。一周忌法会は六日に始まり、詰衆はその初日と八日の結願に御機嫌伺い³¹のため一統出仕し、法事が済んだ十二日に惣出仕により登城し、それぞれ老中と挨拶を交わしている。二月二十日からは安永八年二月二十四日に死去した十代將軍家治の世子家基(孝恭院)の五十回忌法会が寛永寺で催され、詰衆は治済の一周忌と同じく初日、結願に一統出仕し御機嫌を伺い、二十五日は法事が済み惣出仕のため登城している。

三月朔日は月次御礼日ではないが、詰衆は出仕を命じられており、「若君」の紅葉山東照宮と山王社への御宮参りの日限が四月八日に決まったことについて、老中に祝詞を述べている。三月十日、二月の二大法事が終わって日光門主と新宮が江戸城に招かれた日も一統

出仕した。

四月に入ると、四日には、「若君」の元服、官位任叙の式が行われた。詰衆は一統出仕し、詰日の者には食事が供された。六日には家斉の太政大臣任官を祝って参向公家衆による管弦が催された。管弦後の祝宴で、板倉は竹之間御座席奉行³²を勤め、自らも中之間で料理を頂戴している。十一日には「公家衆御馳走御能」が催され、詰衆も見物した。また十五日は祝儀御礼のため惣出仕、八朔同様、太刀・馬代を献上している。「若君」の元服を祝う能は五月二日と九日にも催されている。板倉は九日のみ見物し、翌日御礼のため西丸(本丸・西丸)に出仕している。

以上のように、詰衆は数々の臨時の行事に出仕している。登城して老中に挨拶を述べるだけでなく、將軍に御目見する場合もあり、祝宴の御座席奉行を勤めることもあった。また將軍家の吉事には、能楽が催されることが多かったが、詰衆は常に見物を許されている。上記の定例・臨時の諸行事に板倉が参列した日を数えてみると、合計三十七日となる。このうち八日は詰日と重なっており、差し引くと二十九日となる。

(5) 御機嫌伺いの登城

詰衆の登城の中には、御機嫌伺いの登城というものがあつた。板倉の事例からは、前項で述べた法事の初日・結願のほか、①暑寒・初雪②火事③將軍の近親・老中死去の場合に御機嫌伺いしていたことがわかる。①の伺いは、六月二十四日(文政十年)・六月八日

(文政十一年)の土用入り、十一月二十一日の寒の入り、十一月二十八日の初雪の日に御機嫌伺いしている。②は、十一月二十五日未明、小石川の水戸邸が類焼し、家斉の娘峯姫(水戸齊脩室)の住む御守殿が焼失したとき、二月六日、前日佐柄木町辺から出火、大火に及んだとき、二月二十五日未明、増上寺方丈が焼失したとき、五月二十四日、前日夜、城内吹上御庭の内が焼失したときに御機嫌伺いしている。六月二日西丸下森川伊豆守邸から出火した火事は頭痛により不参とある。火事については、どの地域・建物が焼けたらどうか、一定の決まりがあったと思われるが、今のところ明らかではない。

③の場合の八月十二日の伺いは、十日に仙台藩主伊達斉義の養母信泰院が死去したことによる御機嫌伺いである。信泰院は家斉の姪、家慶のいとこに当たり、三日の服忌、十一日から三日間鳴物停止となっている。御機嫌伺いするべき將軍近親の範囲や、御機嫌伺いのため登城する人々、役々の範囲も今後の検討課題である。正月二十九日の伺いは西丸老中の酒井若狭守忠進の卒去によるものである。西丸だけでなく、本丸にも出仕していることに注目したい。

なお御機嫌伺いの登城といっても、將軍に御目見するわけではない。祝い事るときと同様、老中の廻りのとき、型どおりの言葉述べ合うのである。例えば、詰衆が「出火につき、御機嫌伺い奉り候」と述べると、老中は「御機嫌お障りも在らせられず」といった具合である。

上記の御機嫌伺いは板倉の場合、十回確認される。この内五回は

詰日や不時御礼日、諸行事と重なっており、御機嫌伺いのためのみ登城したのは五日である。

(6) 月並講釈出席

月並講釈というのは、林大学頭が毎月十日殿中で行っていた儒学の講義である。元禄三年(一六九〇)九月二十一日、好学の將軍綱吉が高家・寺社奉行・奏者番・詰衆・三番頭、そのほか布衣以上の諸役人を召して、文武併用は政道の定理であり、今後学問に励むようにと命じ、林弘文院(信篤)の講義を聴かせたことに始まる。林信篤は款冬之間(黒書院次の間か)で論語を講じた⁽³³⁾。以後例となったが、宝永元年(一七〇四)二月十日からは雁之間で開かれた。宝永五年五月九日からは老齡の信篤に代わって子の信充・信智が勤めた。以後林家代々の勤めとなっている。

板倉の日記によると、閏六月十日の詰日に「講釈、残自分」とある。毎月十日、詰日に当たった者が一人残って講義を聴講したのである。「手留並席図」の「月並講釈聴聞之図」⁽³⁴⁾によれば、「廻之節御機嫌相鏡、夫ヨリ老人居残」とある。雁之間の内、山吹之間廊下に程近く、見台を前にして林大学頭が座し、その向かい雁之間中程に高家・詰衆・奏者番・寺社奉行・諸役人が居並んだ。

なお板倉の聴講は一年間一度のみであった。四月十日も詰日に当たっていたが、この日の日記には「今日講釈ハ無之」とある。翌日に「公家衆御馳走御能」の行事が控えていたため、休講となったのであろう。

三、將軍廟参に関わる勤め

ここでは將軍・世子の紅葉山・上野（東叡山）・増上寺の参詣に関わる詰衆の勤めを見ていこう。まず板倉在府中の將軍家斉・世子家慶の廟参を列挙しておく（延引も含む）。

二月二十四日	家慶	紅葉山惣御靈屋	二月二十四日	家慶	紅葉山惣御靈屋
	家斉	東叡山孝恭院（家基）廟（雨天延引）		家斉	東叡山孝恭院（家基）廟（雨天延引）
三月四日（位階昇進）	家斉・家慶	紅葉山東照宮	三月四日（位階昇進）	家斉・家慶	紅葉山東照宮
四月十三日（家定元服）	家斉・家慶	紅葉山東照宮	四月十三日（家定元服）	家斉・家慶	紅葉山東照宮
四月十七日（家康命日）	家斉・家慶	紅葉山東照宮（雨天延引）	四月十七日（家康命日）	家斉・家慶	紅葉山東照宮（雨天延引）
四月二十日（家光命日）	家斉	東叡山	四月二十日（家光命日）	家斉	東叡山
四月二十九日（家継命日）	家斉	増上寺安国殿・有章院（家継）廟（雨天延引）	四月二十九日（家継命日）	家斉	増上寺安国殿・有章院（家継）廟（雨天延引）
五月八日（家綱命日）	家斉	東叡山（雨天延引）	五月八日（家綱命日）	家斉	東叡山（雨天延引）
五月十七日	家斉・家慶	紅葉山東照宮・惣御靈屋（雨天延引）	五月十七日	家斉・家慶	紅葉山東照宮・惣御靈屋（雨天延引）
五月二十一日	紅葉山	（十七日の代わり）	五月二十一日	紅葉山	（十七日の代わり）
六月十二日（家重命日）	家斉	増上寺安国殿・惇信院（家重）廟	六月十二日（家重命日）	家斉	増上寺安国殿・惇信院（家重）廟

これらの廟参に板倉は予参・供奉行列・御目見等の役をしている（九月十七日は「勤向無之、在宿」とある）。次にそれぞれの仕事の内容を見ていくが、板倉の日記は簡単なので、「水野日記」の記事を適宜参照する。

（1）予参

予参というのは、將軍・世子が紅葉山・上野（東叡山）・増上寺

に参詣する前に行つて警備・雑務などをする役であるとされるが、詰衆の予参とはどのようなものだったのだろうか。板倉は七月十四日・九月二十日・十二月二十四日・二月十四日・五月十七日の五回紅葉山の予参を勤めている（五月十七日は延引）。

板倉の日記によると、出宅時刻は卯中刻（午前六時頃）、予参の詰衆の集合場所は坂下門の大番所である。また「水野日記」の記事⁽³⁷⁾を総合すると、將軍の供揃えは五時（午前八時頃）、予参の者はその前から待機していなければならない。やがて大目付から小人目付をもつて紅葉山に参集するよう連絡があり移動する。惣御門の前で刀は帯びたまま「清め草履」に履き替え、所定の位置⁽³⁸⁾に居並ぶ。奏者番と打ち交じり高順に並ぶ。將軍の行列の長刀が見えたら「下に居り」（下座し）、將軍通行時に平伏、帰りも同じようにする。「還御」後、順々に「自拝」（参拝）し⁽³⁹⁾、帰途に着いている。帰宅時刻はおよそ四時（午前十時頃）であった。

要するに、詰衆の予参は、將軍を出迎え、その参拝の間、近辺に控えて待ち、とくに用務はしていない。ただ予参は詰衆のみの勤務ではない。高家や奏者番も勤めているし、詰衆が行列勤めを勤める特別な参詣（後述）では、御三家や井伊家が予参している⁽⁴⁰⁾。身分によつて役回りは異なつたであろう。

板倉勝俊の場合、予参は紅葉山のみで、上野・増上寺の予参はしていない。水野忠精の場合を見ると、上野・増上寺とも度々予参している。それは板倉が後述するように門番の役を勤め、將軍外出時には番所に詰めていなければならなかつたことと関連があるのでは

あるまいか。そもそも詰衆の予参は、参詣当日、後述するように行列勤めがなく、御目見の役に当つていない者が勤めるもので、原則として出ることになつていたという程度の役である。板倉の日記の五月十七日条に「同席衆不参多にて、井上（河内守）計出る」とあり、「水野日記」には「予参被参候衆」の名前が記されるが、人数がまちまちなのはその実態を表している。上野と増上寺の予参の様子については、板倉が予参していないので、ここでは触れないでおく。

(2) 行列

將軍の廟参に関する詰衆の仕事に行列勤めがある。板倉の行列勤めは正月十七日の家慶の紅葉山参詣一回のみである。四月十三日も紅葉山への行列勤めの予定が入っていたが、前日青山大膳亮から不快のため御目見に出られないとの連絡があり、その「助」として、御目見の方に廻っている。

ところで詰衆は將軍・世子の廟参のすべてに供奉したわけではないようである。紅葉山についていえば、正月十七日と四月十七日の東照宮参詣、將軍の代替わり・官位昇進、世子元服など特別な場合に限られる。文政十年（十一年）の当該期間では、正月十七日と三月四日と四月十三日がそれに相当する。こうした特別な参詣では、將軍は衣冠、あるいは束帯を着し、轎ながえに乗り参詣する慣わしであった。詰衆は五位の衣服である大紋を着して供奉した。そのためこの行列のことを大紋行列という。なお予参のときは鬘斗目・長袴を着用した。「水野日記」の弘化五年正月十七日条によると、行列勤めるとき

は予参よりも早く、七ツ半(午前五時頃)出宅し、中之口から登城、玄関・菊之間を点検した後、坊主部屋に控えた。老中登城後間もなく、箱(挟箱)が出たのを合図に、玄関へ廻り、轎に乗った将軍を平伏して迎えた。それから行列に並び、蓮池門から紅葉山へ供奉し、東照宮の前で平伏した。帰りは轎が上がるのを見計らい整列し、本丸に帰還、玄関前で平伏し、轎が玄関に入ると立ち上がり、頃合を見て坊主部屋で休憩し、それからまた紅葉山へ行き、拝礼して退出した。

なお水野忠精の場合は上野や増上寺への行列勤めもしているが、その様子や、どのような場合に供奉するかについては未検討であり、今後の課題としたい。が、ただ紅葉山も上野や増上寺の場合も、詰衆が行列勤めをする重要な廟参においては詰衆の予参はなく、詰衆が予参する通常の廟参では行列勤めはしておらず、行列勤めと予参を同時に手分けして勤めることは原則としてなかったようである。

(3) 御目見

將軍廟参の前に登城して御目見することも、詰衆の役目のひとつであった。板倉の場合、二月十日、二月二十四日、三月四日、四月十三日(先述したように、最初は行列勤めの予定であった)、四月十七日、四月二十九日、五月二十一日、六月十二日の前後八回、御目見のため登城している。

廟参の日は詰日ではなく、御目見は詰日の勤めにかわる役目であったようである。ただし板倉の日記二月十日の記事に、「為御目見、

詰日之者計出仕」とあり、「不快」の人々の代わりに「助」として出仕したとあるように、詰日のシステムで御目見の役を勤めている。すなわち参詣が中止になると、二月十日の記事にみるように、「直ニ詰日勤」となっている。また四月二十九日の記事から、御目見には詰日に当たっている「黒田(甲斐守)・自分(板倉)」のほか「青山(大膳亮)」も出仕しており、詰日の者以外にも御目見の役を勤める者がいたことも判明する。

廟参前の御目見の日は、板倉の場合、卯の刻(午前六時頃)に出宅している。「水野日記」弘化四年六月十七日条によると、老中が六半時(午前七時頃)登城し、高家・奏者番も出仕し、坊主から挟箱が出たという知らせが入ると、山吹之間を通り、西湖之間縁頼で御目見した。終わるとすぐに帰宅したらしい。

このように、詰衆は將軍廟参の日、予参・行列と御目見の役を手分けして勤めた。厚礼の廟参には行列勤め、通常は予参勤めをし、元来詰日に当たっている者は御目見をした。こうした勤務のシステムは、詰衆同士が長い時間をかけて作り上げてきたもので、幕府がその都度命令、指示したものではなかった。

四、門番の勤め

板倉勝俊は在府中、外桜田門の門番を命じられていた。門番は江戸城内郭・外郭諸門の守衛の役である。大名・旗本が二人ずつ配置されたが、門によりどのくらいの身分のものが勤めるか、また用意

すべき人数・武器の数が決まっていた。外桜田門は内郭門のひとつで、同門番は三〜五万石の譜代大名の役とされていた⁽⁴¹⁾。

大名が勤める門番は、参勤交代に伴い交代した。板倉勝俊は六月二十八日、諏訪伊勢守（忠恕・信濃高島・三万石）から引き継いだ。諏訪忠恕の殿席は帝鑑之間席⁽⁴²⁾である。門番の勤めは雁之間詰同士で交代したわけではないことがわかる。相番は板倉の「留」を借用した牧野内匠頭節成で、任命当日互いに使者を遣わし、挨拶を交わしている。但し牧野は文政十一年には大坂加番役を勤めており、途中交代したものと思われる。二月五日と五月十三日の火事の折に出馬している「有馬」は、越前国丸岡藩主の有馬左衛門佐徳順（五万石・帝鑑之間）であろう。

門番は一〇日交代で勤務した。但し門番役の大名・旗本が常時門衛をしていたわけではない。普段は家臣や人宿から雇い入れた人々が警備していたのである⁽⁴³⁾。ただ將軍の御成の時や非常時には、門番役の大名・旗本も番所に詰めた。將軍が門を通る際には番所の前で下座し御目見することになっていた。

板倉の事例を見てみよう。まず九月八日（家治の命日）、將軍家齊の上野参詣の日、寅半刻（午前四時頃）過ぎ出宅し、番所に詰めた。「還御」後、御機嫌伺いのため出仕し、雁之間で目付に謁し、九時半（午後一時頃）帰宅した。十月十四日（家宣の命日）の増上寺御成のときは、「通御」のさい「上意」を蒙ったため、用番（月番老中）宅に立ち寄ってから帰宅している。將軍が通りがかりに門番大名に声をかけることがあり、その御礼のためであった。日記に

は今日は初めてであったからで以後は必要ないと記している。この後、正月十日（綱吉の命日）の上野御成、正月二十四日（秀忠の命日）の増上寺御成（延引）、四月二十日（家光の命日）の上野御成の時、番所に詰めている。五月八日（綱吉の命日）も上野御成により番所に詰める予定であったが、「腹瀉」により詰めることができず、月番老中と大目付に届けている。急なことであったので家老も詰めず、用人・留守居が詰めたが、結局雨天により延引となった。

また出火の際は番所に詰める決まりであった。特に御曲輪内の出火の場合には当番・非番とも直ちに番所に出た。御曲輪外の場合には非番の方は様子を見て出ることになっていた⁽⁴⁴⁾。板倉勝俊の出動の様子を見てみよう。まず九月十五日、この日は詰日で、帰宅後西之刻過ぎ（午後六時頃）小川町の阿部対馬守（正寧・備後福山・十万石）の屋敷から出火したため、番所に出、相番も出馬している。子半刻（午前〇時頃）に引き上げた。二月五日も詰衆一統出仕後、西之刻過ぎに佐柄木町辺から出火し、大火に及んだ。板倉は戌半刻（午後八時頃）番所に詰め、相番も出馬し、翌卯刻過ぎ（午前六時頃）引き上げた。五月二十三日は亥刻前（午後十時頃）外桜田辺出火により人数を出し、まもなく自ら出馬し、相番も出馬した。城内から出火し、吹上御庭の内を焼いたとのことで、直ちに消火したが、「御場所柄故か」老中の退出が遅く、引き取ったのは寅半刻（午前四時頃）となった。六月二日は西之丸下の森川伊豆守（俊也・御側）の屋敷から出火したが、直ちに消火した。番所に人数を出したが、板倉は頭痛気により出ず、名代として家老が出ている。以上をみる

と、御曲輪内の出火のとき、当番・非番とも番所に出るのが原則であったが、まずは所定の人数を差し出したことがわかる。江戸在府中大名が勤める消防の役には、幕府の施設を守る火之番や延焼を防ぐ方角火消などがあつた⁽⁴⁵⁾が、門番も出火の際は防火・警備にあたることを任務としていたのである。

板倉は外桜田門番を「御暇」後の六月十五日朝まで勤めた。板倉と交代したのは松平山城守（信行・出羽上山・三万石・帝鑑之間）である。相番の「有馬」も「朽木」（隠岐守綱條・丹波福知山・三万二〇〇石・雁之間）と交代した。諸番所に出していた鑑札を回収し、門番の勤めが終了した。

おわりに

文政十一年六月十四日卯半刻（午前六時頃）、板倉勝俊は登城し、「在所へ御暇」を賜り、巻物を拝領した。同席の阿部飛驒守・井上河内守・青山大膳亮・永井飛驒守らも同時に「御暇」した。退出後老中・若年寄宅に廻動し、未之刻（午後二時頃）帰宅した。

ここで、板倉の在府中の勤務日数を数えてみよう。まず殿中の勤めであるが、詰日七十一日、月次御礼日十六日（詰日を除く）、不時御礼七日、定例・臨時の行事二十九日（詰日を除く）、御機嫌伺い五日（詰日等を除く）、合計百二十八日登城している。將軍廟参に関する勤めは、予参五日（延引を含む）、行列一日、御目見七日⁽⁴⁶⁾の合計十三日である。詰衆としての勤務日は総計百四十一日となる。

文政十年から十一年にかけては六月が閏月で、一年の日数は三百八十日余であるから、二・七日に一日の割合で勤務した計算になる。現代の勤め人と比べれば少ないが、他席の大名と比較すれば、格段に多いといえるであろう⁽⁴⁷⁾。なお板倉の場合、門番の勤めもしており、番所に詰めた日は、御成日の内五日（延引を含む）、また出火の時夕方から夜中、あるいは明け方まで番所に詰めたのが三回ある。

以上、本稿では雁之間詰大名（詰衆）の一年を辿り、その勤め向きを専ら明らかにしてきた。その過程で浮かび上がってきた事実から、詰衆の性格、幕政上の役割等に若干言及し、稿を閉じることにする。

その第一は將軍が奥から表に姿をあらわすとき、詰衆の内何人かは必ず近くに詰めていたという事実である。例えば將軍が表に「出御」して月次御礼が行われている最中、詰衆若干名が居残った。將軍が「入御」すると退出した。また不時御礼が行われる日にも出勤した。恒例・臨時の諸行事への参列はいうまでもない。これは詰衆が幕府の儀礼を整える上で必要な存在であったからであるが、それと同時に詰衆の本来の役割が將軍の身边を警護することにあつたことを物語っている。

第二は第一のことにも繋がるが、將軍が廟参等で江戸城を留守にするとき、詰衆の詰日の勤めはなかつたという事実である。詰日は將軍が江戸城に存在してこそその勤めであった。將軍廟参の時、詰衆は出立する將軍に御目見し、あるいは予参行列役を勤め、常に將軍の身边にあつた。

第三に詰衆は將軍及び將軍近親の祝儀・法事に度々参列し、また御機嫌伺いをしている。万石以上（大名）であっても詰衆は徳川家直臣の性格が濃厚であったといえる。

第四に詰衆の日々の勤めは、幕府の通達・命令を同席衆へ伝達するほか、業務というほどのものではなく、將軍に御目見し、老中と挨拶をかわすことがほとんどであったといつてよい。ただそれを繰り返すことで顔を見知られ、器量を計られたことは想像に難くない。詰衆が他席に比べて幕府役職に就任する率が高いことは旧稿⁽⁴⁸⁾で指摘したが、その理由の一端はここにあるといつてよいであろう。とくに奏者番に多く就任していることは、詰衆が若い頃⁽⁴⁹⁾から高家・奏者番とともに殿中の勤めを果たし、幕府の儀礼に精通していたことと関係があるに違いない。

雁之間詰大名の江戸勤めに関しては、主人の勤めを支える家臣の役割も検討する必要があるが、後日のこととしたい。

【註】

(1) 大名の殿席はある時一斉に定まったものではない。長い時間をかけ、家毎に個々に定まっていった。それがおよそ固定化したのは家綱〜綱吉政権期である。但しその後も移動があった。制度が定まってきたからは將軍家との縁組や官位の上昇により移動した。詳細は拙稿「大名の殿席と家格」(『徳川林政史研究所研究紀要』昭和55年度)、拙稿「大名殿席制の成立過程」(『学習院史学』24) など。

(2) 拙稿「近世大名制の成立」(『学習院史学会大会講演録』、『学習院史学』33、のち『展望日本歴史13 近世国家』に収録)。同「近世大名の類型—比較藩政(制)史のために—」(『岡山藩研究』第6回全体会報告要旨、『岡山藩研究』第14号)。

(3) 家格を決める要素は、將軍との親疎、領知の石高、官位、国主か城主かなど。

(4) 大名への法令伝達が殿席ごとになされていたことについては深井雅海「法令の伝達と將軍吉宗の主導—享保前期「仰出之留」を素材に—」(『徳川林政史研究所研究紀要』39)。

(5) (1) (2) の論考のほかに「近世大名の類別に関する一考察」(『徳川林政史研究所研究紀要』昭和59年度) など。

(6) 野田浩子「大名殿席『溜詰』の基礎的考察」(『彦根城博物館研究紀要』12)。同「溜詰の直勤記録—儀礼を支えた『式書』—」(彦根城博物館叢書5『譜代大名井伊家の儀礼』。荒木裕行「近世後期溜詰大名の『交際』と政治化—会津藩主松平容

- 敬の日記の分析から―」（『史学雑誌』112—6）。
- (7) 「家忠日記」「当代記」「武家事紀」などに散見する。
- (8) 「江戸幕府右筆日記」寛永二十一年十月八日条、万治二年「江戸鑑」（内閣文庫蔵）など。
- (9) 「柳營日次記」（内閣文庫蔵）明暦二年閏四月九日条。
- (10) 江戸東京博物館シンポジウム報告書2『江戸東京における首都機能の集中』第II章江戸・東京の諸相と首都機能の集中の内、近松鴻二「参勤交代制度と人口の集中」。
- (11) 詰衆が雁之間詰大名となる過程をたどることは近世大名制の成立を考察する上できわめて大きな意味を持つと考えている。別稿で検討するつもりである。
- (12) 雁之間詰大名には当然のことながら城主・領主としての役目がある。また三万石前後の詰衆は大坂加番を勤めることも多いが、本稿で取り上げるのは「在江戸」期間の勤めのみである。
- (13) 天明八年六月「雁之間詰申合控」（資料番号91220977）、寛政元年三月「雁之間詰申合覚」（資料番号91220978）など。
- (14) 但しAグループの酒井忠順は、文政十一年三月家督相続したばかりで在府しており、板倉と一緒に勤務している。
- (15) 『続徳川実紀』文化十二年六月四日条。
- (16) 『続徳川実紀』文政八年十一月十六日条。
- (17) 六月晦日の「初詰日」以前にも、六月二十七日・二十八日に
- も登城している。二十七日は「不時御礼衆」があり、また「土用入り」の御機嫌伺いがあった。二十八日は、詰日に当たっていた人々が「不快」のため、代わりに出勤したものと思われる。
- (18) 「水野日記」弘化四年二月二日の条に、「一 詰日ニ付定刻五半時出宅、平服着用、登城、例之通中ノ口より直坊主部屋へ通ル。但相詰衆追々登城」とある。
- (19) 註(14)と同様である。
- (20) 深井雅海『図解江戸城をよむ』（原書房）七五～六頁。
- (21) 板倉の日記では、十月七日、十月二十二日条等。
- (22) 但し七月十五日は通常の詰日の時刻「辰半刻」に出宅しており、月次御礼日の出宅時間の「卯半刻」ではない。この日は詰日としてのみ登城したのかもしれない。
- (23) 西丸へ出仕する日もあった。
- (24) 雁之間詰大名が幕府の儀式・行事に参列する時の行動・作法を記した「手留並席図」（深井雅海編『江戸時代武家行事儀礼図譜』6に収録、狩野文庫蔵）によると、居残の内、詰日の者は杉戸を後ろに着座し、詰日でない者はその向かい側に座した。
- (25) 「水野日記」弘化四年四月十四日条など。また「手留並席図」にも記述がある。「入御」とは御殿の表から奥へ入ること。逆に奥から表へ出ることは「出御」といった
- (26) この日の登城は若君（家慶男政之助、のちの家定）への初御

目見を兼ねていた。翌日初御目見の御礼をした。

- (27) 幕府の行事の幕藩制の意義を考察するには各行事の参列者を分析し、総合的に検討することが必要である。後考をまちたい。
- (28) 新宮は門主の養子となって江戸に下向し、親王宣下、入寺得度を済ませたばかりであった。
- (29) 二十八日の出仕は初雪の御機嫌伺いも兼ねていた。
- (30) 内大臣を贈られた。
- (31) 御機嫌伺いの登城のことは次項で述べるが、法事初日と結願日の御機嫌伺いについては、便宜上ここで述べておく。
- (32) 参向の公家や御三家・国持大名たちに江戸城の各部屋で祝膳を供するとき、各部屋毎に饗応役を置いたが、これを御座席奉行といった(「手留並席図」)。
- (33) 『徳川実紀』元禄三年九月二十一日条。『寛政重修諸家譜』第十二、三九六―七頁。
- (34) 深井雅海編『江戸時代武家行事儀礼図譜』6、三二―三頁。
- (35) 家治の没日については諸説あるが、九月八日は公式の命日。
- (36) 家斉は当時父一橋治済の服喪中で東照宮には詣でない。正月十七日も同じ。
- (37) 弘化四年五月二十四日・五月二十九日・十二月十七日・嘉永元年五月二十日・十二月十七日条など。
- (38) 台徳院廟前のとくと、勅額門前のととがある。参拝が東照宮か、惣御霊屋か、特定の御霊屋かにより異なったのであろう。
- (39) 参詣が延期され、「替日」となったとき、「自拝」は省略され

た(「水野日記」嘉永元年五月二十一日条)。

- (40) 『新編千代田区史』通史編、三六七頁。
- (41) 「柳宮秘鑑」(「内閣文庫所蔵史籍叢刊」五)。
- (42) 『江戸幕府大名武鑑編年集成』所収文政十三年刊「文政武鑑」の殿席記載による。
- (43) 門番勤めに必要な人数が人宿から供給されていたことについては、市川寛明「江戸における人宿商人の家業構成について―米屋田中家を事例に―」(『東京都江戸東京博物館研究報告』8)。
- (44) 当館所蔵「江戸城大手勤向控」(資料番号95201416)の内の「大手御門番相定之覚」。なお「殿居囊」(天保十年刻の「外桜田御門」の説明に「出火之節者万端三番所之通勤之」とある)。
- (45) 『新編千代田区史』通史編、三九六―七頁。
- (46) 廟参が延期され、詰日に切り替わった二月十日は詰日として数えた。
- (47) とくとに帝鑑之間の譜代大名との比較を念頭に置いている。
- (48) 拙稿「大名の殿席と家格」(『徳川林政史研究所研究紀要』昭和55年度)。
- (49) 詰衆の嫡子(武鑑に名前が記載されている)は父とともに出席している。詳細は未検討である。

表3 板倉勝俊の勤め（詰番以外）

※は詰日

月 日	殿 中	城 内	門 番
6月25日	参勤の御礼	西丸へも出仕	
6月27日	不時御礼衆あり登城 土用入御機嫌伺い	西丸へも出仕	
6月28日*			外桜田門番任命
閏6月朔日	月次御礼		
閏6月15日*	月次御礼		
7月朔日*	月次御礼		
7月14日		紅葉山御霊屋予参	
7月15日*	月次御礼(?) 詰日		
7月28日	月次御礼		
8月朔日	八朔		
8月12日	松平陸奥守(伊達斉義)養母(家斉姪家慶いとこ)死去、御機嫌伺い	西丸へも出仕	
9月朔日*	月次御礼		
9月8日			上野御成、番所詰
9月9日	重陽の祝い 若君へ初めて御目見	西丸へも出仕	
9月10日	昨日の初めて御目見の御礼	西丸へも出仕	
9月15日	月次御礼		出火、番所に出馬
9月20日		紅葉山惣御霊屋予参	
9月22日	不時御礼衆あり登城		
10月朔日	月次御礼		
10月3日	玄猪		
10月5日	将軍(家斉)の誕生日		
10月14日	還御後出仕 上意の御礼		増上寺御成、番所詰め
10月15日	月次御礼 恒之丞(家斉男)清水家相続	西丸へも出仕	
10月22日*	日光門主・新宮登城御能		
11月朔日	月次御礼		
11月15日	月次御礼		
11月21日	寒の入り、御機嫌伺い	西丸へも出仕	
11月23日	恒之丞移徙の祝儀		
11月25日	小石川御守殿(峯姫)焼失、御機嫌伺い	西丸へも出仕	
11月27日	溶姫引移りにつき、同席一統出仕		
11月28日*	溶姫婚礼につき惣出仕 初雪御機嫌伺い	西丸へも出仕	
12月朔日	月次御礼		
12月3日*	若君へ御名(家祥)の祝儀		
12月4日	若君へ御名の祝儀 惣出仕		
12月15日	月次御礼		
12月22日	不時御礼衆あり登城		
12月24日		紅葉山惣御霊屋予参	

雁之間詰大名の江戸勤め

12月28日*	月次御礼 歳暮の祝儀		
正月朔日	例のごとく出仕		
正月2日	例のごとく出仕		
正月3日	例のごとく出仕 謡初		
正月6日	例のごとく出仕		
正月7日	例のごとく出仕 若菜の祝い		
正月10日	還御後出仕		上野御成、番所詰め
正月11日	具足の祝い		
正月15日	月次御礼		
正月17日		内府紅葉山参詣行列勤め	
正月22日	若君袴着の祝儀、惣出仕		
正月24日			増上寺御成、番所詰め、
正月28日	月次御礼		延引
正月29日	西丸老中死去につき、御機嫌伺い		
2月朔日	日光門主・新宮登城		
2月2日	若君袴着祝儀御能見物、料理頂戴		
2月3日	昨日の御礼	西丸へも出仕	
2月5日	最樹院(一橋治済)贈官法会、同席一統出仕	西丸へも出仕	出火、番所詰め
2月6日	最樹院一周忌法要初日伺い、火事の伺い	西丸へも火事の伺い	
2月8日	法事結願、同席一統出仕		
2月10日*	將軍、上野最樹院廟に参詣につき御目見		
2月12日	法事済み惣出仕	西丸へも出仕	
2月14日		紅葉山予参	
2月15日*	月次御礼		
2月18日	不時御礼衆あり登城		
2月20日*	孝恭院(家基)五十回忌法要初日伺い、同席一統出仕		
2月22日	法事結願、同席一統出仕		
2月24日*	將軍上野孝恭院廟に参詣につき御目見、延引		
2月25日	法事済み惣出仕、増上寺方丈焼失伺い		
2月28日	月次御礼		
3月朔日	若君お宮参り被仰出		
3月3日	上巳の祝い	西丸へも出仕	
3月4日	將軍昇進・位階、紅葉山参詣につき御目見		
3月10日*	法事済み門主・新宮登城、同席一統出仕、御目見		
3月15日*	月次御礼		
4月朔日	月次御礼		
4月4日	若君官位、同席一統出仕		
4月6日	家齊太政大臣任官、管弦、竹之間御座席奉		

	行代行		
4月11日	公家衆御馳走御能見物		
4月13日	両御所紅葉山御宮参詣につき御目見		
4月15日*	祝儀の御礼、惣出仕	西丸へも出仕	
4月17日*	紅葉山参詣につき御目見、延引		
4月19日	不時御礼衆あり登城		
4月20日	還御後伺いのため登城		上野御成、番所詰め
4月22日	不時御礼衆あり登城		
4月28日	月次御礼		
4月29日*	將軍増上寺有章院（家継）廟参詣につき御目見、延引		
5月朔日	月次御礼	西丸へも出仕	
5月5日	端午の祝い	西丸へも出仕	
5月8日			上野御成、番所詰め、延引
5月9日*	若君官位祝儀御能見物		
5月10日	昨日の御礼	西丸へも出仕	
5月15日	月次御礼		
5月17日		紅葉山予参、延引	
5月21日	將軍紅葉山参詣につき御目見（助）		
5月23日			外桜田辺出火、人数出す、出馬
5月24日	昨日火災につき出仕	西丸へも出仕	
5月26日	水野壱岐守（忠韶）退役（西丸若年寄）願い取次のため登城		
6月朔日*	月次御礼		
6月2日			出火、番所へ人数出す
6月8日	土用入り御機嫌伺い	西丸へも出仕	
6月11日	不時御礼衆あり登城		
6月12日	將軍増上寺参詣につき御目見		
6月13日	御用召、在所への御暇		
6月14日			外桜田門番代り任命
6月15日			門番交代、鑑札引取り

雁之間日記

(表紙)

「文政十丁亥年

雁之間日記

從六月廿五日

至翌六月十五日

板倉甲斐守留借写

田辺

文政十年丁亥

六月二十五日

前夕奉書到来、卯中刻前出宅、登城、晒染帷子長襦着用、參勤之御札申上之、西丸江も出仕、老若衆不殘廻勤、午ノ刻過歸宅、同席衆五六輩參勤御札有之

六月廿七日

不時御札衆有之ニ付、卯中刻過出宅、登城、同席之内向詰之衆御暇被 仰出、今日土用入之伺 御機嫌有之、入御後席ニ而相伺

西丸江も麻上下之袷ニ而罷出

六月廿八日

辰ノ半刻過出宅、登城、詰日青山、板阿波不快ニ而、出仕無之、阿対州助之心得、午之半刻過歸宅、未半刻過老衆連名之奉書ヲ以、外桜田御門番諏訪伊勢守代被 仰付、即刻為御請、麻上下着用、御門番・和泉守殿計江相越、玄関ニ而取次江口上書渡ス、相番者牧野内匠頭江被 仰付、右よりも案内旁諸事申合候様ニと使者来、此方

よりも使者出ル

六月晦日

參勤後初詰日、辰半刻過出宅、相詰黒田、無別条、高家詰番武田、御奏者当番安藤

閏六月朔日

卯中刻前出宅、登城、詰日三浦、松備中、残り井上、阿対州

閏六月五日

詰日、辰半刻過出宅、相詰黒田、無別条、高家詰番戸土、御奏者当番土屋

閏六月十日

詰日、辰半刻過出宅、相詰黒田、高家詰番宮弾、御奏者当番永肥、講釈、残自分

閏六月十四日

永飛州詰日之処俄不快ニ付、急助之儀卯半刻過申来、辰半刻過出宅、相詰牧内、無別条、高家詰番横瀬、御奏者当番丹羽

閏六月十五日

卯中刻過出宅、詰日、相詰黒田之処、中暑ニ付不參、阿対州助之心得、急助順自分より廻達ス、残青山、牧内匠

閏六月十八日

板阿州詰日之処、為差替辰半刻過出宅、相詰青山、明日管弦、御老中登城刻限織田信州江問合、例刻之由、青山より通達有之、

閏六月廿日

詰日之処、十四日之返詰、永井出仕、在宿

閏六月廿五日

御靈屋江自拜、右二付両山江者參詣無之

詰日、辰半刻過出宅、相詰黒田、今日徳川豊之助殿元服二付老衆五

七月十五日

半時登 城、右二付五ッ過出宅ス、高家詰番織田、御奏者当番牧越、

辰半刻過出宅、詰日、相詰黒田、急助順黒田より通達、高家詰番今

殿中表向平服

川、御奏者当番大岡

閏六月廿九日

七月廿日

阿飛州今日より出勤、廻状来

辰半刻過出宅、詰日、相詰三浦、無別条、高家詰番宮彈、御奏者当

七月朔日

番士淡、阿対州不快二付詰日断、廻状来

卯半刻過出宅、詰日、相詰黒田、急助順書付黒田より通達、下野守

七月廿一日

殿俄二腹痛ニ而不參、石谷達、自分より下二通達、残阿飛州・阿対

阿飛州出勤、廻状到来

州、高家詰番横瀬、御奏者当番本下、今日松備中詰日断、引籠

七月廿三日

七月二日

牧内詰日江為差替、辰半刻過出宅、相詰永井之処是も差替、井上出

阿波守詰日断、引籠、廻状来

仕

七月六日

内府様御入側之処ニ而 御目見、高家詰番武田、御奏者当番丹羽

詰日、辰半刻過出宅、相詰三浦之処差替、牧内出仕、出羽守殿叔母

七月廿四日

死去、岩瀬達、自分より通達、高家詰番畠中、御奏者当番永肥

詰日之処、昨日之為返詰、牧内出仕、無別条之段案内来

七月十一日

七月廿八日

詰日、辰半刻過出宅、相詰三浦、 内府様御入側之処ニ而 御目

卯中刻過出宅、詰日牧内・黒田、牧野ハ婚姻御札二付、井上助之心

見、和泉守殿不快、登 城無之、織田信州達、自分より通達、高家

得、残り永井・三浦

詰番武田、御奏者当番土屋

七月廿九日

七月十二日

詰日、辰半刻過出宅、相詰三浦、無別条、高家詰番由良、御奏者当

阿飛州又々不快二付引籠之廻状来

番本下

七月十四日

八月朔日

紅葉山 御靈屋 御參詣二付、六ッ時出宅、予參勤、 還御後惣

卯中刻過出宅 両丸江登 城、退出より例之通廻勤、今日計年寄衆

会釈二而、下之方江引

八月三日

詰日、辰半刻過出宅、相詰黒田、無別条、高家詰番今川、御奏者当

番大岡

八月八日

詰日、辰半刻過出宅、相詰三浦之処、右江為返詰松備中出仕、織田

信州より御達書宅通渡ス、自分より通達、高家詰番横瀬、御奏者当

番永肥

八月十一日

久世今日より出勤、廻状来。助急助ハ当分断也

八月十二日

松平奥州養母死去二付、為伺御機嫌平服二而例刻出仕、西丸江も出

ル、右者

公方様御姪 内府様御従弟女之御続、去ル十日より三日之御忌、鳴

物停止者十一日より三日、尤も御書付者溜詰・詰衆・御奏者番計出

仕候様二と被 仰出

八月十三日

詰日之処、俄ニ故障出来、永井江頼、出仕有之、内々者福原鈔之

丞昨夜死去、廿一日迄忌中也

八月十五日

内々故障有之二付、不快之姿ニて不参

八月十八日

詰日之処、板予州江頼、差替出仕

八月廿日

急助心得日之処、黒田江相頼

八月廿二日

詰日、辰半刻過出宅、相詰黒田、無別条、高家詰番横瀬、御奏者当

番土淡、内々者今日より忌明

八月廿五日

永井詰日之処、十三日之為返詰、辰之半刻過出宅、相詰板伊、無別

条、高家詰番横瀬、御奏者当番土淡、今日牧野詰日処、右江差替、

予州出仕

八月廿七日

詰日、辰半刻過出宅、相詰三浦、無別条、高家詰番中條、御奏者当

番永肥

九月朔日

卯中刻過出宅、詰日、相詰黒田、残り阿飛州、板伊、若狭守殿不快

二付、登 城無之、見舞断、御用番代和泉守殿心得之由、岩瀬達、

自分より通達

九月六日

詰日、辰半刻過出宅、相詰黒田、無別条、高家詰番田良、御奏者当

番永肥

九月八日

上野 御成二付、寅半刻過出宅、御番所江相詰、還御為伺御機嫌

出仕、於雁之間御目付本目帯刀謁、帰宅九半過

九月九日

卯中刻過出宅、 両丸江出仕、 退出より例之通廻勤、 今日御礼後別
段帝鑑之間二而 若君様江初而 御目見申上、 着服ハ当日之服也
九月十日

昨日 御目見之為御礼出仕、 西丸江も出、 退出より老衆西丸共田沼
迄廻勤、 若年寄衆江者不相越、 服紗小袖半襦、 例刻登 城、 帰宅八
ツ時過

九月十一日
詰日、 辰半刻過出宅、 相詰黒田、 無別条、 高家詰番大右、 御奏者当
番本下

九月十五日
卯中刻過出宅、 詰日、 牧内・板伊、 残石川・阿山、 酉ノ刻過小川町
阿対州屋敷より出火、 御番所江出ル、 子半刻過引取、 相番も出馬有
之

九月十六日
詰日、 辰半刻過出宅、 相詰黒田、 高家詰番由良、 御奏者当番永肥、
明十七日紅葉山 御宮江 内府様 御参詣被 仰出、 岩瀬達、 自
分より通達、 公方様御服中二付、 明日 御宮 御参詣無之、
惣御靈屋江も明日者 御参詣之御沙汰無之

九月十七日
今日紅葉山 御宮江 内府様 御参詣被遊候得共勤向無之、 在宿

九月廿日
紅葉山惣 御靈屋江 公方様 御参詣、 予参相勤、 自拝無之

九月廿一日

詰日、 辰半刻過出宅、 相詰黒田、 高家詰番前田、 御奏者当番本下、
明廿二日不時御礼衆有之由、 村上達、 自分より通達
九月廿二日

不時御礼衆有之、 卯中刻過出宅、 今日牧野鑑吉家督之御礼申上、 同
道之控心得敷、 阿波守今日より出勤、 当分助急助断也
九月廿六日

詰日、 辰半刻過出宅、 相詰黒田・大久保三人詰ナリ、 今日大久保初
詰、 無別条、 高家詰番畠中、 御奏者当番堀
九月廿八日

詰日、 辰半刻過出宅、 登 城、 無別条

十月朔日
卯中刻過出宅、 両丸江出仕、 詰日牧内・板伊
十月二日

詰日之所頭痛氣二付居残、 黒田・大久保へ頼手紙遣ス
十月三日

玄猪二付申之刻過出宅、 牧内・黒田・牧鑑初而頂戴也、 戌半刻帰宅
十月五日

御誕生日二付、 辰半刻過出宅、 熨斗目半襦、 牧内・黒田・大久保・
牧鑑初而頂戴也

十月七日

詰日、 辰半刻過出宅、 相詰黒田・大久保、 無別条、 高家詰番大右、
御奏者当番堀田、 申刻過松浦勢州より三人連名之剪紙到来、 右者
来ル九日御能之被仰出、 下野守殿御渡、 御書付式通差越、 自分より

同席中江通達

十月九日

日光御門主其外出家中登城、御能有之、頭痛氣二付不參、御用番江届二不及、同席中江頼手紙遣ス

十月十一日

阿封州病氣快、今日より出勤

十月十二日

詰日、辰半刻過出宅、相詰黒田・大久保之処、黒田風氣二而居残、大久保へ為返詰阿飛州出仕、無別条、高家詰番島中、御奏者当番太田

十月十四日

増上寺江御成二付、寅半刻過出宅、外桜田御番所江詰、今日ハ御番所前通御也、還御後為何出仕、於鷹之間御目付衆謁退出ス、通御之節蒙上意候御礼、御用番計江相越、帰宅午之刻前、以後ハ上意之御礼二不及、今日者初而故也

十月十五日

卯中刻過出宅、詰日阿飛州・永井・牧鐘吉、残阿封州・大久保、入御後於鷹之間恒之丞殿江領地被進候御祝儀、老衆江申上、西丸江も出仕、御奏者番謁

十月十七日

詰日、辰半刻過出宅、相詰大久保、無別条、高家詰番武田、御奏者当番九鬼

十月廿二日

詰日、相詰大久保、高家詰番横瀬、御奏者当番九鬼、今日日光御門

主同新宮御登城、御能有之、熨斗目半襦着用、卯刻出宅、夕七半

刻過帰宅、御書付老通、村上達、自分より通達、出羽守殿頭痛氣二

付登城無之、見舞断、村上達、是者大久保より通達

十月廿七日

詰日、辰半刻過出宅、相詰大久保、無別条、高家詰番宮彈、御奏者当番西尾

十一月朔日

卯中刻過出宅、詰日阿飛州・永井、残り三浦・自分、今日土錦橋初而御目見、牧鐘吉初而御暇

十一月三日

詰日、辰半刻過出宅、相詰大久保、無別条、高家詰番大右、御奏者当番永肥

十一月八日

詰日、辰半刻過出宅、相詰大久保、無別条、高家詰番前雲、御奏者当番本下

十一月十三日

詰日、辰半刻過出宅、相詰大久保、無別条、高家詰番前雲、御奏者当番松丹

十一月十五日

卯中刻過出宅、詰日黒田・石川・阿山、残阿飛州老入

十一月十八日

詰日、辰半刻過出宅、相詰大久保、高家詰番島飛、御奏者当番永肥、御書付三通織田信州より達、自分より通達

十一月廿一日

寒入二付、辰半刻過出宅、両御丸江登 城、両丸老衆・田沼・間鍋・若年寄衆江寒中見舞勤

十一月廿三日

詰日、辰半刻過出宅、相詰大久保、高家詰番畠中、御奏者当番本下、今日恒之丞殿御移徙二付、詰合計、平服二而、廻り之節、老衆江御祝儀申上ルと申上、御用番目出度儀と答有之、例之伺御機嫌ハ無之

十一月廿五日

今暁小石川御守殿不残焼失二付、辰半刻過出宅、登 城、御機嫌相伺、西丸江も出

十一月廿七日

溶姫君様御引移二付、辰半刻過出宅、登 城、同席衆一統出仕有之、廻り之節、老衆江御引移相濟候二付、恐悅申上ルと申上之、目出度儀と答有之、西丸江ハ出仕無之

十一月廿八日

溶姫君様御婚禮濟二付惣出仕、辰半刻過出宅、登 城、廻り之節、上席より御婚禮相濟候二付、御祝儀申上ルと申上之、目出度儀と老衆答有之、引統昨夜初雪二付伺御機嫌有之、西丸へも出ル、今日詰日、大久保・自分、御書付三通、松浦勢州達、大久保より通達、

十二月朔日

卯中刻過出宅、詰日阿飛州・永井・青山三人詰之処、阿部・永井不参、助之心得阿対州、残り大久保・三浦

十二月三日

詰日、辰半刻過出宅、相詰大久保、高家詰番今川、御奏者当番本下、

今日 若君様江御名被進候二付、殿中駟斗目半袴、廻り之節、例之通り御機嫌相伺、其後於鴈之間御酒・御吸物頂戴、老衆御挨拶有之、畢而高家と一同芙蓉之間二而老衆江御札申上、巨細之儀ハ手留二有之、爰ニ略ス

十二月四日

右御祝儀惣出仕、辰半刻過出宅、登 城、廻り之節、於鴈之間 若君様御名 家祥公と奉称候旨御用番より直達有之、直ニ上席より御祝儀申上ルと申上之、目出度儀と老衆答有之

十二月八日

詰日、辰半刻過出宅、相詰大久保、村上和州御書付老通達、自分より通達、高家詰番戸備、御奏者当番本下、

十二月十三日

詰日、辰半刻過出宅、相詰大久保、無別条、今日例之通服紗小袖半袴、高家詰番戸土、御奏者当番土淡

十二月十五日

卯半刻過出宅、詰日黒田・石川・阿山、残阿飛州老人、松備州参勤之御札

十二月十八日

詰日、辰半刻過出宅、相詰大久保・板伊予、無別条、高家詰番横瀬、御奏者当番大岡

十二月廿二日

不時御札有之候二付、卯半刻過出宅、登 城、久世参勤之御札、十

五日忌中二付今日也

十二月廿三日

詰日之処、頭痛氣二付居残、大久保・板伊江頼手紙出

十二月廿四日

御服中二付、今紅葉山惣 御靈屋江御参詣、卯刻出宅、予参勤、自
拝無之

十二月廿五日

老衆田沼江歳暮廻勤、小紋裏付上下

十二月廿八日

卯中刻過出宅、詰日板伊・大久保・自分、入御後一統居残、歳暮之
御祝儀老衆江申上、西丸江も出ル

子正月元日二日并三日、朝夕如例出仕、無別条

正月四日

詰日之処、頭痛氣二付居残、相詰板伊・大久保頼手紙出ス

正月六日七日例之通出仕、無別条

正月九日

詰日、辰半刻過出宅、相詰板伊、大久保腹瀉二付居残、高家詰番宮
弾、御奏者当番土淡、明日上野江 御参詣被 仰出、織田信州達、
自分より通達

正月十日

上野 御成二付、寅半刻過出宅、御番所江詰、 還御後為何出仕、
於鷹之間御目付被謁

正月十一日

辰刻出宅、登 城、無別条

正月十四日

詰日之処、頭痛氣二付居残、相詰板伊・大久保頼手紙出ス

正月十五日

卯中刻過出宅、登 城、詰日井上・久世・三浦、残大久保老人

正月十七日

内府様紅葉山 御参詣二付、卯刻過出宅、行列勤、惣御靈屋江者
御参詣無之

正月十九日

詰日、辰半刻過出宅、相詰大久保・板伊、明廿日上野 香琳院様御
靈前江 内府様御参詣被 仰出、石谷達、自分より通達、高家詰番

畠中、御奏者当番本下

正月廿二日

辰半刻過出宅、 若君様御袴着御祝儀、惣出仕、西丸江も出ル、老

若廻勤也

正月廿四日

増上寺 御参詣二付、寅半刻過出宅、御番所江詰候処、御痰氣二付
御参詣御延引被 仰出、即刻帰宅、辰ノ半刻過、夫より芝江九時過
自拝二出ル

正月廿八日

卯中刻過出宅、登 城、詰日松備中(三三)・青山(二)・牧内(二)・御礼
後一統居残候処、御褙着之御祝儀御能、近々見物被 仰付旨、駿河

守殿直達

正月廿九日

若狭殿卒去二付、為伺御機嫌辰半刻過 両丸江出仕、今日詰日也、相詰大久保・板伊、明日芝御參詣、御沙汰止之趣、大目付より拙者江一名二而申來

二月朔日

卯中刻過出仕、御服中二付、御清二者無之、詰日井上・黒田、桜之間江ハ詰日二人并土井能登・大久保・阿飛州、嫡子之衆老入、青山廻り

二月二日

若君様御襦着御 祝儀御能有之、見物被仰付、卯半刻出宅、御座席奉行等無之、柳之間二而同席・御奏者番・菊之間・同縁側・側之衆一同二御料理頂戴、明日御礼二登 城故、相濟而番頭衆江御礼不申上

二月三日

昨日之御礼二登 城、大広間二而御奏者番江御礼申上、西丸ハ例之席二而例之通り二参り、掛り二申上、両丸老衆・田沼迄御礼廻勤也、今日出宅ハ例刻也、昨日 若君様江土井能登・永井飛州初而 御目見申上、御能見物之御礼ハ大広間二而御奏者番江申上、若君様江御目見之御礼ハ鷹之間二而御奏者番江申上

二月四日

詰日之処、頭痛氣二付居残、相詰板伊・大久保江頼手紙出ス
二月五日

御贈官相濟候付、一統例刻出仕、西丸江出、廻り之節、老衆へ御贈官相濟恐悦と上席より申上

同日

西ノ刻過、佐柄木町辺より出火、及大火、戌半刻御番所江相詰、有馬儀も出馬有之、翌卯刻過引取

二月六日

御法事御初日二付為伺出仕、御本丸計、然ル処昨夜出火二而、火事之伺も有之、西丸江も火事之伺計二出仕、高家詰番中條、御奏者当番九鬼、廻り之節老衆江上席より御法事并出火二付御機嫌伺相伺と申上ル、御機嫌御障りも不被為在と老衆答有之、恐悦とは不申上

二月八日

御法事御結願二付、為伺一統出仕、廻り之節上席より御法事御結願二付御機嫌相伺と申上ル、老衆より御機嫌御障りも不被為在と答有之、恐悦と申上ル

二月九日

詰日之処、為差替三浦出仕、相詰大久保・板伊江頼手紙出、然ル処三浦不快二付居残之由申來

二月十日

上野 最樹院様 御靈屋江 御參詣二付、為 御目見、詰日之者計出仕、久世・土井・三浦之処、久世不快、土井門前 通御、三浦御番所江松右衛門代り二詰、右二付為助大久保・自分出仕、御參詣有之候得共、矢張助詰二相立、廻状出ス
二月十二日

御法事済、惣出仕二付、辰半刻過出宅、西丸江も出ル、廻之節老衆江上席より御法事相濟恐悦と申上ル、御滞のふと答有之、退出より土井ニ而大紋着替、上野江自拝出ル

二月十四日

紅葉山増上寺方惣 御靈屋江 公方様御参詣、御同所惣 御靈屋江 内府様御参詣有之、卯刻出宅、予参二出、正月中増上寺御参詣御延二付、今日ニ成ル、大紋行列方無之、例之予参也

二月十五日

卯中刻過出宅、詰日、久世・土井・自分、残松平備中、是今日大久保初而御暇、石川・阿山御暇、板伊ハ御法事中勤番故、今日者御暇不被仰出、詰日割土井より通達

二月十八日

不時御礼衆有之、辰刻前出宅登 城、無別条

二月廿日

御法事御初日ニ付、為何一統申合出仕、廻り之節上席より御法事ニ付御機嫌相伺と申上ル、老衆御機嫌御障りも不被為在と答有之、恐悦と申上、西丸江ハ出仕者無之、今日之詰日、久世・土井・自分三人詰也

二月廿二日

御法事御結願ニ付、為何一統申合出仕、廻り之節上席より御法事御結願ニ付御機嫌相伺と申上、老衆御機嫌御障りも不被為在候と答有之、恐悦と申上、西丸江ハ出仕無之

二月廿四日

上野 孝恭院様 御靈屋江 御参詣二付、為 御目見卯刻出宅、登城、井上も出仕之処、雨天ニ付御延引被 仰出、直ニ詰日勤、今日自分詰日、井上ハ初詰也、阿飛州・青山不快ニ而出仕無之、高家詰番前雲、御奏者当番九鬼

二月廿五日

御法事済ニ付惣出仕、辰半刻過出宅、西丸江者出仕無之、退出より上野宿坊ニ而大紋着替、自拝、今日之申上方左之通、御法事相濟恐悦と申上、老衆御滞のふと答有之、右承候而、今晚増上寺方丈焼失之処 御靈屋向御別条無御座、恐悦と申上、御機嫌よふと答有之、此時ハ恐悦と不申上、無言也

但今晚丑ノ刻過増上寺方丈住居向不残焼失

二月廿八日

卯中刻過出宅、御礼過居残候様松浦勢州申聞、一統居残候処、来月八日紅葉山山王江 若君様御宮参被遊候段被仰出候間、於鷹之間老衆・備前守殿列座、加賀守殿直達也、此節高家・同席・御奏者之後口ニ諸役人一同列席、高家上席より恐悦と御請申上、当席よりハ御請不申上

二月廿九日

詰日之処、頭痛氣ニ付居残、相詰土井・松備中江頼手紙出ス

三月朔日

辰半刻過出宅登 城、今日者兼而出仕之儀被 仰出有之、右者左之通、廻り之節、上席より 若君様 御宮参御日限被 仰出候二付、御祝儀申上ル、と申上之、老衆目出度儀と答有之、高家よりも同席

と一同二老衆江御祝儀申上有之、西丸江も出、廻勤ハ無之、服紗小袖半襦

三月三日

卯中刻過出宅、例之通 両丸江出仕、退出より 両丸老衆江廻勤

三月四日

御昇進御位階二付、紅葉山 御宮江 公方様 内府様御一同二御参詣、束帯行列、当朔日より御服明二付、今日 御参詣、老衆非番者六半時登 城、御用番計正五時登 城、月次出仕より少々早メ二出宅、御目見席両山御祥月御参詣之節之通、青山・黒田・自分三人 御目見也、御奏者板阿波、寺社二而松豆、高家戸土・大右

三月五日

詰日、辰半刻過出宅、相詰土井・松備中、無別条、高家詰番前雲、御奏者当番板阿

三月十日

御法事済二付、御門主・同新宮御登 城二付、辰中刻過出宅、服紗小袖半袴、同席一統出仕、御錠口例之通、大目付案内有之、山吹之間江一同一寸中座、御門主・新宮御通り相済、例之処二而御目見、高家も列座、両山 御参詣 御目見之節之通、勿論 御座之間 御対顔相済、御白書院江 出御、出家一同之 御目見二而、出御之御間無之候二付、申合、詰日之者外式三人、嫡子衆老人、右ハ西湖之間二而 御目見不申上、御錠口案内二而直ニ桜之間江廻り着座、二月朔日着座之通、 入御相済、直ニ大廊下之方江引取、御門主・新宮入御後御饗応有之二付、老衆御会尺、不相待、右之通直ニ引取、

今日詰日土井・松備中、自分三人詰也

三月十五日

卯中刻過出宅、詰日、土井・自分、残り永井・三浦、急助順書付自分より通達

三月十七日

三浦詰日江為差替、辰中刻過出宅、相詰青山、無別条、高家詰番大修、御奏者当番松丹

三月廿日

詰日之処、十七日之返詰ニ三浦出仕、相詰へ案内出入、三浦、当番牧野江頼、同人出仕之由

三月廿五日

詰日、辰中刻過出宅、相詰土井、無別条、高家詰番島飛、御奏者当番本下

三月廿八日

辰中刻過出宅、酒井月次初而家督後出仕

三月廿九日

松備中詰日之為差替出仕、相詰酒井・牧内、無別条、高家詰番今川、御奏者当番板阿

三月晦日

詰日之処、昨日之為返詰、松備中出仕、昨夕相詰土井江案内申遣

四月朔日

卯中刻過出宅、詰日、久世・黒田、久世不参、土井助之心得、残永井・三浦、今日酒井家督之御礼、牧野頼二付在所へ御暇出ル

四月四日

若君様御官位二付、大紋二而一統出仕、寅半刻出宅、御本丸江登城、西丸江ハ出仕無之、大広間二而諸大名御目見後、詰日計残り、御黒書院二而掃部殿・肥後殿御目見相濟候上、詰日計残り、外同席ハ退出、今日詰日土井・黒田・三浦、大目付江申達、御台所頂戴、詰之者計也、自分帰宅八時前、巨細之儀ハ別ニ有之、今日 西丸江ハ出仕無之

四月五日

詰日、辰半刻過出宅、相詰黒田之処、右江差替、阿飛州出仕、明日管弦被 仰出、自分より通達、石善達、高家詰番由良、御奏者当番西尾

四月六日

管弦二付、卯刻過出宅、大広間南御縁江節句之通り並居、相濟候而竹之間御座席奉行三浦不参二付、代り自分勤、御料理中之間二而頂戴、七半時帰宅、今日ハ水戸殿計御登 城、今日西丸江ハ出仕無之、今日ハ 御目見無之、聴聞計也

四月十日

詰日、辰半刻過出宅、相詰黒田、高家詰番大修、御奏者当番土屋、明日御能二付、老衆登城、刻限表向揃刻限等大目付より達有之、着服も念ニ問合、自分より通達、今日講釈ハ無之

四月十一日

御能二付、卯半刻過出宅、公家衆御馳走御能ニ候得共、兼而見物之儀被 仰出有之、帰宅七半、駈斗目長襦

四月十二日

昨日之為御礼 両丸之老衆・田沼江廻勤可致処、頭痛氣二付、使者二而相濟、今日御礼之登 城ハ無之、廻勤計、着服ハ服紗給半襦

四月十三日

紅葉山 御宮江此度之御祝儀二付 公方様 内府様御一同 御参詣 御本丸江行列ニ可罷出候処、昨夜亥ノ刻前、青山より同人不快ニ而今日 御目見ニ出兼、助申来、為 御目見、卯ノ刻出宅登城、黒田老人出仕、帰宅巳ノ刻過、右之趣昨夜中大目付江断申遣、行列之方土井、御目見之方黒田江も案内申遣

四月十五日

此度之御祝儀、諸御礼被為請候二付、惣出仕、卯中刻過月次之通出宅、西丸江も出ル、両丸老衆・田沼・若年寄中廻勤、今日太刀・馬代献上、殿中八朔之通、今日黒田・自分詰、午刻過帰宅

四月十七日

紅葉山 御宮江 御参詣二付、為御目見卯ノ刻出宅、出仕候処、雨天二付御延引被仰出候、直ニ助詰勤、相詰黒田、高家詰番前雲、御奏者当番九鬼、青山・三浦下血二付御目見不参、黒田・自分助詰相勤

四月十九日

不時御礼衆有之、辰之刻出宅、登 城、退出より出羽守殿江御刀拝領之悦ニ相越ス

四月廿日

上野 御成二付、御番所江卯刻出宅、相詰、辰刻過 御成相濟、巳ノ刻前 還御、直ニ為伺登 城、於鷹之間御目付謁、帰宅巳ノ中

刻過

四月廿二日

不時御礼衆有之、辰刻前出宅登 城、巳ノ中刻前帰宅、今日松備中大坂江急登り御暇、安部丹波守死去ニ付而也、青因州も今日下野守殿在所江湯治御暇出

四月廿四日

詰日之処土井江頼、同人出仕、此方相詰酒井江案内出

四月廿五日

土井詰日之処、昨日之為返詰出仕、相詰黒田之処、右江永井為返詰出仕、高家詰番前雲、御奏者当番大岡、御書付老通石谷達、自分より通達

四月廿八日

卯中刻過出宅、登 城、詰日酒井・永井、残青山・三浦、帰宅巳中刻前

四月廿九日

増上寺 安国殿 有章院様 御靈屋江 御参詣ニ付、為 御目見卯ノ刻出宅、登 城之処、雨天ニ而御延引之旨、松浦達、青山・黒田も 御目見ニ出仕、松図書不快断、直ニ黒田・自分詰日勤、兩人共当り之詰日也、高家詰番前雲、御奏者当番九鬼、辰半刻前帰宅

五月朔日

卯中刻過出宅登 城、詰日土井・三浦、残井上・黒田、西丸江も出、帰宅巳中刻少し前

五月二日

御官位御元服御祝儀御能、日光御門主・新宮御登 城、其外出家中見物被 仰付、頭痛氣ニ而不参、御用番江届無之、同席中江頼手紙 出ス

五月四日

詰日、辰半刻過出宅、相詰酒井、出羽守殿忌ニ付登 城無之、村上達、自分より通達、高家詰番武田、御奏者当番西尾

五月五日

卯中刻過出宅登 城、西丸江も出、例之通廻勤、帰宅午ノ刻過、今日御礼後居残候処、近々御膳上ニ付、御能被仰付、其節見物被 仰付之旨、於鴈之間備前守殿直達

五月八日

上野御成ニ付、卯刻出宅、御番所江詰可申処、俄ニ腹□ニ付、御用番并大目付中江届申達不相詰、俄之儀ニ付、家老も不詰、用人・留守居計ニ而相濟、雨天ニ而御参詣御延引被仰出、右之者共辰ノ刻過 引取

五月九日

御官位御祝儀御能見物被 仰付、月次出仕之刻限ニ出宅、登 城、詰日、相詰黒田、明日年寄衆登 城刻限、為念岩瀬江承り自分より通達、帰宅申ノ刻過

五月十日

昨日之為御礼辰半刻過出宅、登 城、於大広間御奏者当番謁、西丸江も出、例之通、両丸老衆・田沼江廻勤、帰宅午ノ刻過、若年寄江ハ廻勤無之

五月十三日

詰日、辰半刻過出宅、相詰酒井之処、右江為返詰永井出仕、無別条、高家詰番大右、御奏者当番九鬼

五月十五日

卯中刻過出宅、詰日青山・三浦之処、三浦不快ニ付阿飛州助之心得、残り酒井・土井

五月十七日

紅葉山 御宮惣 御盡屋江 公方様 内府様 御参詣ニ付、為予参卯刻出宅、坂下御門より同所大番所江相揃、同席衆不参多ニ而、井上計出ル、雨天ニ付 御参詣御延引之旨 御城石谷より御小人目付ヲ以申来、直ニ退引、帰宅辰ノ刻前、今日 内府様ニハ 御宮計 御参詣也

五月十八日

詰日、辰半刻過出宅、相詰黒田、無別条、高家詰番大修、御奏者当番土淡

五月廿一日

十七日之御延紅葉山江 御参詣、永井・三浦 御目見之処、両輩共炎槍不参、為助青山・自分出仕、中通しニ退出、帰宅辰刻過、無別条、今曉卯ノ刻

五月廿二日

詰日、辰半刻過出宅、相詰酒井、無別条、高家詰番由良、御奏者当番松丹、今日加賀守殿縮帷子着用有之、酒井より当勤之同席江下手紙ニ而通達、嫡子衆江も同断

五月廿三日

亥刻前外桜田辺出火と申儀ニ付、人数出入、押付自分出馬、有馬も出馬有之、此節非番中下陣之方江詰、出火御城内吹上御庭之内焼失之由、直ニ消火ニ候得共、御場所柄故か、老衆退出延引ニ付、引取も寅半刻過ニ相成ル

五月廿四日

卯刻出宅、水野老岐守病氣ニ付、退役之願書備前守殿江進達、自分江取次頼有之、右屋敷江先ツ罷越、御先手田沼市左衛門同道ニ而備前守殿江伺公、直達相濟、夫より日比谷酒井江立寄、刻限見合、昨夜火災ニ付為伺 両丸江出仕、廻り之節伺方ハ出火ニ付奉伺御機嫌候段上席より申上

五月廿六日

水野老岐守より頼ニ付、辰半刻過出宅、登 城、同姓甲斐守不快ニ付、右名代内藤因幡守出仕、廻り後直ニ老衆・駿河守殿・備前守殿列座、水野老岐守退役願候処、病氣間も無之儀、寛々致養生候様ニと下野守殿被申渡、因幡守難有と御請申上、兩人一同ニ退席、直ニ老岐守方江罷越、右之趣申渡、今日跡目願ニ付、為相談一類中大勢集会、帰宅申刻前

五月廿八日

辰半刻過出宅、登 城、無別条

五月廿九日

一昨日詰日之処、井上江頼出仕ニ付、今日為返詰辰半刻過出宅登城、相詰青山之処同人差替、阿飛州出仕、無別条、高家詰番島飛、

御奏者当番堀田

六月朔日

卯中刻過出宅、登城、詰日酒井・自分、酒井不快二付不参、阿飛州助之心得、残土井・黒田

六月二日

午ノ刻過 西丸下森川屋敷より出火、直ニ消火、御番所江人数出ス、頭痛氣二付名代家老出ル、無間も惣人数引取

六月三日

昨日之出火二付、為伺御機嫌登城可致候処、頭痛二付不参、届無之、今日之詰日并相詰江手紙出ス

六月六日

詰日、辰半刻過出宅、相詰黒田之処、右差替土井出仕、高家詰番宮彈、御奏者当番牧越、御書付壺通松浦達、自分より通達

六月七日

土井詰日江差替出仕、相詰三浦之処右江差替井上出仕、内府様御定日二付、御入側之処二而片 御目見済、直二廻り済、高家詰番武田、御奏者当番板阿

六月八日

土用入二付、為伺御機嫌辰半刻過出宅、 両丸江登城、無別条

六月十日

詰日之処、七日之為御返詰土井出仕、此方相詰江案内申遣ス

六月十一日

不時御礼衆有之、辰ノ中刻前出宅、登城、戸田・秋元・朽木・牧

鐘吉参勤、何レも出仕

六月十二日

安国殿 淳臣院様 御靈前江 御参詣二付、正六時出宅、登城、今日御供揃ハ五時前、青山大膳・松図書・自分三人御目見、退出より老衆・田沼、若年寄之内両敬江暑氣見廻二伺公

六月十三日

御用召二付、卯半刻前出宅、登城、例之通在所江御暇被下置、両丸より巻物拝領、阿飛州・井上・青山・永井御暇、三浦不快二付不参、退出より老若廻勤、未ノ刻前帰宅

六月十四日

申ノ刻過松山城守より使者ヲ以テ外桜田御門番自分替り被仰付、案内諸事申談呉候様ニとの事、且明朝迄其佞勤番頼有之、明朝交代致し度由申来、承前之趣及返答、相番有馬と替り候、朽木江被仰付候由

六月十五日

去夏御門番被仰付候節、御城内諸番所江出置候鑑札無滞引取相済、松山城守より右諸番所鑑札納相済候案内申来、是二而御門番之儀、万事無滞相済候